

## 大阪市立男女共同参画センター南部館・東部館

### 研修室・会議室等利用料金の支払期限について

クレオ大阪指定管理者

大阪市立男女共同参画センター各館においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の趣旨で、研修室・会議室等の利用料金の支払期限を利用日の当日で可としておりましたが、令和5年8月1日より、通常の手続きに戻し、下表のとおりとします。

ご利用の皆様にはこれまでと変わらずクレオ大阪各館をご愛顧いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ● 利用料金の支払期限

申請日が令和5年8月1日以降の利用申込について、通常の手続きに戻ります

期 間	令和5年8月1日からの支払期限	
申請日の翌日から起算して使用日までの期間が4週間を超える場合	申請日の <b>14日後</b>	
上記以外の場合	窓 口	コンビニ決済 <b>※1</b>
	使用日当日 (使用前)	ホール: 使用日の8日前 その他の施設: 使用日の2日前

**※1** コンビニ決済をご利用いただくためには、事前に施設窓口にて、「利用者登録」申請が必要です。

#### ● 使用申込をキャンセルした場合の利用料金の還付（変更なし）

施 設	使用許可の取消を申し出た日	還付の金額
ホール (ホールとともに使用する その他の施設を含む)	使用日の <b>3月前</b> の日まで	全 額 <b>※2</b>
その他の施設	原則として <b>還付できません。 ※3</b>	

**※2** 請求(様式)により利用料金が還付されます。(口座振込による)

還付の際の振込手数料は、原則差し引いてお支払いします。

(災害その他特別の事由により施設又はその附属設備を使用することができなくなったときを除く。)

**※3** 同じ施設(または利用料金)・区分の使用に限り、使用申込が可能な期間中のいずれかの日程に使用を振り替えることができます(1回のみ)。

ただし、振替前の使用日の前日(休館日を除く)21時までに、館に空き状況を確認のうえ、申請してください。